

コンクリート工学論文集編集委員会規定

平成 元年 8 月 30 日制定
平成 26 年 2 月 28 日改正

(目 的)

第 1 条 この規定は、コンクリート工学論文集編集委員会（以下、委員会という）の業務、組織および運営について必要な事項を定める。

(業 務)

第 2 条 委員会は、「コンクリート工学論文集」（以下、論文集という）に投稿された論文および討議の内容を審査して登載の可否を決定し、併せて編集・発行に関し必要な事項を処理する。

(構 成)

第 3 条 委員会は、原則として 20 名以内の委員をもって構成する。

(委員の選任)

第 4 条 委員は、日本コンクリート工学会会長が理事会に諮って選任し委嘱する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、原則として 1 年毎にその半数が交替する。ただし、重任を妨げない。途中で交替した委員の任期は前任者の残りの期間とする。

(委員長)

第 6 条 委員会に委員長を置く。
2. 委員長は、委員会の業務を統括し、委員会を代表する。

(副委員長)

第 7 条 委員会に副委員長を置く。
2. 副委員長は、委員長の推薦により選任する。
3. 副委員長は、委員長に事故がある時に、委員長の代行を務める。

(委員会の審議事項)

第 8 条 委員会は、論文集に投稿された論文および討議に関する次の事項を審議し決定する。
(1) 論文集の編集方針
(2) 投稿された論文および討議の査読
(3) その他委員会の業務遂行に必要な事項

(委員会の運営)

第 9 条 委員会は、委員長が招集し、原則として 2 か月に 1 回の割合で開催する。なお、必要に応じて随時開催することができる。

(改 廃)

第 10 条 この規定の改廃は、委員会が発議し、図書編集委員会の議を経て、理事会が決定する。

付 則

1. この規定は、平成元年 8 月 30 日より施行する。
2. 平成 26 年 2 月 28 日に規定を改正し、規定と申し合わせに分割する。
3. 改正した規定は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。